

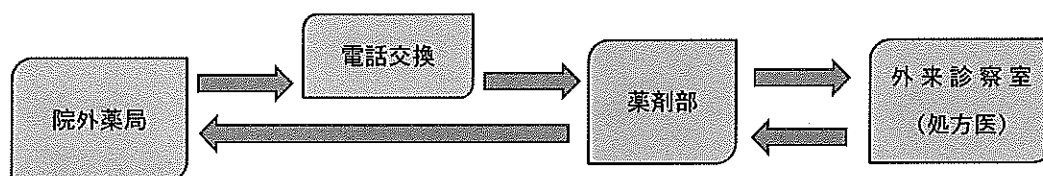
院外薬局からの疑義照会について

○ 院外薬局問い合わせのルール変更

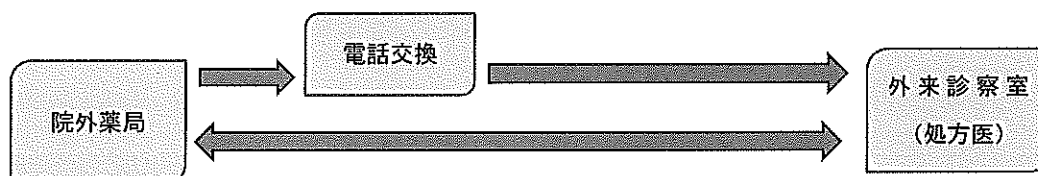
★平成 28 年 12 月 1 日施行開始

◆院外処方箋が発行されると

変更前：薬剤部が仲介



変更後：直接 処方箋発行診療科へ



◆院外処方箋の文言 「お問い合わせは fax をお願いします」

→ (12/1～) 「お問い合わせはお電話をお願いします。」に変更となります。

◆病院代表に院外処方箋の疑義照会がありましたら、処方発行診療科につないで下さい。

(電話交換手)

◆疑義照会等で処方変更となる場合、追記・削除等を担当診療科で行います。(従来通り)

◆処方を変更すると、「薬剤部へ連絡して下さい」の指示がでていました(従来)が、
12/1～でなくなります。医事課への連絡は必要です。(従来通り)

よろしくお願いいたします。